

# あなたの事業所に 専門家を派遣します (社会保険労務士)

すでに始まっています!  
働き方改革

人材確保のため労働条件を改善したいけど、どうしたらいいの?

パート・有期契約・派遣労働者と正社員との不合理な待遇差って?

残業の上限規制ってどのような内容? どう対応したらいいの?

有給休暇5日、どう与えるの? 有給休暇制度も教えて!

◆大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、大阪労働局からの委託を受けて、事業者(人事・労務担当者)からの申し込みにより専門家(社会保険労務士)を無料で事業所に派遣して“働き方改革関連法への対応”や“人材確保のための労務改善”などの『働き方改革』に関する各種相談をお受けしています。

◆ご相談に対する改善策を提案するため、原則3回まで派遣が可能です。

◆裏面FAX申込書又は下記フリーダイヤルまでお申し込みください。

すべて無料です!

お気軽にご相談ください!



その他の支援

来館相談  
電話相談

メール  
相談

・専門家(社会保険労務士)が当センター内相談ブースでお待ちしています。

※予約制ではありませんので、お気軽にお越しください。

・また、お電話、メールでも、ご相談いただけます。

※下記「フリーダイヤル」、「メールアドレス」

にて、ご相談ください。専門家(社会保険労務士)が対応いたします。



## 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

場所

大阪府社会保険労務士会館5階

〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30

連絡先

☎0120-068-116 (フリーダイヤル)

✉ hatarakikata@sr-osaka.jp

対応日時

平日 午前9時～午後5時まで (水曜日のみ午後6時まで)

詳細はWEBで。  
<http://sr-hatarakikata.jp>  
こちらから簡単にアクセス!



個別訪問相談 FAX申込書

FAX番号 06-4800-8177

(お申し込み後、1週間以内にお電話にてご連絡いたします。)

ご相談内容

事業所名	フリガナ	電話番号	
	-----		
所在地	〒      -	ご担当者名	フリガナ
			-----
		(備考)	

働き方改革推進支援センター相談事例

卸売・小売業

正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中

- 事務職中心の非正社員に、資格取得や正社員登用、多能工化を提案。
- 非正社員の時給のランク分けや、個人評価に対応する時給を提案。

- 非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。
- フォークリフト資格を取り、正社員化(キャリアアップ助成金利用)した労働者もいる。

飲食業

特定部門の社員が長時間労働

- 従業員に所属部門以外の業務も習熟させ(マルチタスク化)、部門のシフト制を提案。
- シフト作成前に休日の希望日を申請させ、休日の確保を徹底するよう提案。
- 生産性向上に資する食材製造器等の費用を補助する時間外労働等改善助成金を紹介。

- マルチタスク化により残業が削減。